別紙２

基準・通知

●「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」

（平成二十四年厚生労働省令第十五号）（抄）

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第四十条の三

２　指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

●「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）」（令和４年12月28日）より一部抜粋

"第三　留意事項

２　安全装置に係る義務付けの対象となる自動車

　通園を目的とした自動車のうち、座席が２列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となる。

　なお、座席が２列以下の自動車と同様に義務付けから除外される「その他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるもの」については、例えば、座席が３列以上あるものの、園児が確実に３列目以降を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて２列目までと３列目以降を隔絶することなどが考えられるが、安全装置が義務付けられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

（※）「座席」には、車椅子を使用する園児が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。